

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 2月 24日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0219号
工事（委託業務）名	環境調査業務委託（砂防・補助）
質 問 事 項	
<p>1. 令和8年3月から適用される新年度単価が公表されましたが、本業務は契約後に単価変更を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 旅費交通費について、打合せの往復旅行時間の直接人件費は計上されないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>3. 専門家への謝金については、発注者側からの支払いということで、本委託業務には含まれていないという認識ということよろしいでしょうか。</p> <p>4. 旅費交通費の率ですが、計画準備から往復旅行時間の直接人件費までのすべての直接人件費を対象とするという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>5. 宿泊費、宿泊手当については、当初設計金額には計上せず、変更契約となるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 水質調査については、測量業務の技術者単価を使用されていますが、本業務ではコンサルタント業務の直接人件費としてその他原価、一般管理費、旅費交通費、電子成果品作成費の対象と扱うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>7. 特記仕様書3ページ「7 業務内容(5)学識者等へのヒアリング」について、本業務における学識者等へのヒアリングは3名程度への実施が予定されていると認識していますが具体的にどのような専門分野（例：植物、魚類、両生類等）の学識者を想定されているかをご教示願います。</p> <p>8. 特記仕様書3ページ「表2 生物調査の調査実施時期等の計画」について、両生類調査は夏季とされていますが、対象種（サンショウウオ属）の特性上、春季の実施が望ましいと考えます。実施時期の変更について協議の対象となりますでしょうか。</p>	

9. 打合せに係る往復旅行時間の直接人件費の計上が必要と思われませんが、いかがでしょうか。
10. 下記は、測量業務における技術者単価で構成されておりますが、旅費交通費、電子成果物作成費、その他原価および一般管理費の算出対象に含まれている、という認識でよろしいでしょうか。
- ・準備工（水質調査）
 - ・採水・現地測定
 - ・資料整理（水質調査）
 - ・往復旅行時間の直接人件費 水質調査
11. 旅費交通費の算出について
本業務の総括情報表にて、旅費交通費区分を「滞在率計上（X6:調査計画）」と記載されています。本業務で計上されている旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）に記載がある「旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）」における【調査、計画業務】の算定式を用いて、直接人件費の合計金額より求めていると考えてよいでしょうか。
12. 高速道料金の考え方について
本業務の設計書において、高速道料金の記載が見受けられません。高速道料金は旅費交通費に含まれるとして非計上していると考えてよいでしょうか。
13. 率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算等について
本業務の設計書には、宿泊料・食卓料に関する積算に関する記載が見受けられません。設計業務等標準積算基準（参考資料）における記載では、「旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）」の計算では、「旅費の率を用いた積算」と「率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算」の和とする記載があります。本業務では、「率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算」は含まれていないのでしょうか。
14. 旅費交通費の率を用いた積算をする直接人件費について（1）
本業務の設計書では、【設計業務の技術者単価】と【測量業務の技術者単価】の両方を用いて計上されています。旅費交通費の率を用いた積算をするための直接人件費には、この両方の直接人件費を合計したものが用いられているのでしょうか。
15. 旅費交通費の率を用いた積算をする直接人件費について（2）
本業務の設計書では、【往復旅行時間の直接人件費】が計上されています。旅費交通費の率を用いた積算をするための直接人件費には、この人件費も含めた直接人件費が用いられているのでしょうか。
16. 電子成果物作成費、その他原価を算出する直接人件費について
上記した質問14、質問15と同様に、電子成果物作成費、その他原価においても、【設計業務の技術者単価】と【測量業務の技術者単価】の両方の人件費、【往復旅行時間の直接人件費】は、直接人件費に合計されて算出に用いられているのでしょうか。

回 答 事 項

1. 今後、「設計業務委託等技術者単価に係る特例措置」に関する通知文が発出された場合には、変更協議の対象とします。
2. 閲覧図書 (kinnuki002) を訂正いたします。詳細については、「seigo001」をご確認ください。
3. ご認識のとおりです。
4. ご指摘の件に加え、打合せ（設計協議）の直接人件費も対象としております。
5. 特記仕様書 5 ③、④のとおりです。
6. ご認識のとおりです。
7. 植物、両生類、魚類、底性動物に関する学識者を想定しております。
8. ご提案内容について、学識者等へヒアリングしたうえで、必要であれば設計変更の対象とします。
9. 2. に同じ。
10. ご認識のとおりです。
11. ご認識のとおりです。
12. ご認識のとおりです。
13. 宿泊料・食卓料については計上しておりません。
14. 旅費交通費の率の対象額としております。
15. 旅費交通費の率の対象額としております。
16. 電子成果品作成費、その他原価の率の対象額としております。